

静岡県公安委員会規則第12号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月29日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車の運転の管理に関する教習)</p> <p>第16条 規則第9条の9第1項第2号の規定による公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）を受けようとする者は、別記様式第10の申請書<u>2通</u>を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車の運転の管理に関する認定)</p> <p>第16条の2 規則第9条の9第1項第2号及び同条第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けようとする者は、別記様式第11の2の申請書<u>2通</u>を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(安全運転管理者等の選任、解任等の届出)</p> <p>第17条 法第74条の3第5項の規定による公安委員会に対する安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更（規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に係る変更に限る。）の届出は、自動車の使用の本拠ごとに別記様式第12の届出書<u>2通</u>を提出して行わなければならない。この場合において選任の届出には、次の各号に掲げる書類（規則第9条の12第4号に掲げる事項の変更の届出には、第1号の書類）を添付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(車両台数等の届出)</p> <p>第17条の3 自動車の使用者は、毎年1月1日現在の自動車の使用の本拠ごとの自動車台数</p>	<p>(自動車の運転の管理に関する教習)</p> <p>第16条 規則第9条の9第1項第2号の規定による公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）を受けようとする者は、別記様式第10の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車の運転の管理に関する認定)</p> <p>第16条の2 規則第9条の9第1項第2号及び同条第2項第2号の規定による公安委員会の認定を受けようとする者は、別記様式第11の2の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(安全運転管理者等の選任、解任等の届出)</p> <p>第17条 法第74条の3第5項の規定による公安委員会に対する安全運転管理者等の選任、解任及び届出事項変更（規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に係る変更に限る。）の届出は、自動車の使用の本拠ごとに別記様式第12の届出書を提出して行わなければならない。この場合において選任の届出には、次の各号に掲げる書類（規則第9条の12第4号に掲げる事項の変更の届出には、第1号の書類）を添付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(車両台数等の届出)</p> <p>第17条の3 自動車の使用者は、毎年1月1日現在の自動車の使用の本拠ごとの自動車台数</p>

及び雇用運転者を調査し、別記様式第12の3
の届出書2通を公安委員会に提出しなければ
ならない。

及び雇用運転者を調査し、別記様式第12の3
の届出書を公安委員会に提出しなければなら
ない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。